

令和8年3月25日

被保険者の皆さま

太平洋セメント健康保険組合

## 令和8年4月1日からの扶養認定に関する大切なお知らせ

平素より当組合の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、厚生労働省通知に基づき、令和8年4月1日より、扶養認定における「年間収入の考え方」が変更されることとなりました。これまでの“実際の収入見込み”を基準とした判定から、労働契約（労働条件通知書）に記載された内容を基準に年間収入を判断する方式へと見直されます。

この改正により、扶養に該当するかどうかの予見性が高まり、残業等の一時的な収入増による扶養削除の不安が軽減されます。また、扶養認定に必要な提出物が一部変更となりますので、以下の内容をご確認ください。

### 1. 扶養認定の際にご提出いただく書類について

扶養に入りたいご家族が 就労されている場合、以下の書類が必要となります。

#### (1) 労働条件通知書（発行から3年以内のもの）

勤務先が発行するもので、次の項目が記載されたものです。

- ・時給(日給)
- ・所定労働時間
- ・所定労働日数

※複数の勤務先がある場合は、すべての勤務先の通知書が必要となります。

※通知書の提出がない場合（必要事項の不足を含む）や勤務時間・日数が不明確な場合は、従来方式（給与明細等の確認）での判定となります。

#### (2) 「給与収入のみである」申立書（被扶養者の状況報告書内に記載欄あり）

扶養に入る方の収入が給与のみであることを確認するための申立てです。

当組合では被扶養者の状況報告書に記載欄を設けているため、別様式の提出は不要です。

### 2. 扶養認定時の年間収入基準（判定額）

労働契約に基づく年間収入 により次の基準で判定します。

原則： 年収 130 万円未満

60 歳以上または障害年金を受給できる程度の障害者： 180 万円未満

19 歳以上 23 歳未満（配偶者以外）： 150 万円未満

※時間外労働などの臨時収入は判定に含めません。

※給与以外に年金・事業収入等がある場合は、従来方式での判定となります。

### 3. 従来方式で判定するケース

次のいずれかに該当する場合は、給与明細書や課税（非課税）証明書等の提出をお願いすることになります。

- ・シフト制で勤務時間・日数が不明確な場合
- ・雇用契約期間が1年未満の場合
- ・労働条件通知書が提出できない場合、または記載内容に不足がある場合
- ・複数勤務先のうち、一部の通知書が揃わない場合

### 4. 臨時的な収入（残業など）について

残業等による一時的な収入増により結果として年間収入が基準を超えた場合でも、社会通念上妥当な範囲の臨時的収入であれば、事業主の証明により、直ちに扶養から外れることはありません。

太平洋セメント健康保険組合  
電話番号：03-5801-0249  
（適用）石田 ・ 徳留